

[商 品 概 要]

令和5年12月1日 現在

1. 商品名	スペシャル教育ローン																					
2. 申込年齢	・申込時年齢が満18歳以上完済時年齢が満76歳以下の方																					
3. 対象者	以下のすべての条件を満たす給与所得者または個人事業者のお客様 ・安定継続した収入が見込める方 ・当組合との取引に不芳な情報の無い方 ・当組合の組合員資格を有する方（新規加入可） ・当組合の営業地域内に居住あるいは勤務されている方 ・勤続年数1年以上の方、または個人事業主の場合は営業年数が1年以上の方 ・SMBCファイナンスサービス(株)の保証を受けられる方 ・反社会的勢力に該当しない方																					
4. 資金使途	① 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・大学院・専門学校・予備校等の納付金（受験料、入学金、授業料、保護者会・同窓会・後援会・学生自治会費等） ② 塾・講座・通信教育納付金（入会金、授業料等） ③ 付随する教育資金（教科書・参考書等の学用品代、仕送り、就学のためのマンション・アパート等の敷金・礼金・家賃・光熱費等、留学のための渡航費用等） ④ ビジネススキル向上のための資金（資格専門学校納付金等とし、趣味に属する内容は除く） ⑤ 上記①②③④を資金使途とする教育ローンの借換資金（貸金業者の貸付に関わる債権を除く） で借入先口座へ振り込みができるもの。																					
5. 実行方法	原則、本人口座経由の振込指定とする。																					
6. 貸出金額	10万円以上1,000万円以下（1万円単位）																					
7. 貸出期間	15年以内（据置期間含む）とし、元金返済据置期間は、最長5年以内かつ就学予定期間内とする。																					
8. 貸出金利	変動：新長プラ連動 2.000% （保証料含む） ・お借入金利は、お申込時ではなく、実際にお借入頂く日の金利が適用されます。 富山で就職フレッシュマン応援制度 → ・大学・大学院・専門学校等の学生が富山県内で就職し、当組合の組合員になった場合、 残存期間の利率を0.4%減免します。																					
9. 返済方法	・毎月元利均等返済、元金均等返済（借入金額の50%までボーナス月増額返済可）																					
10. 保証人・保証料等	・保証会社の保証をおつけいただきますので、原則として別途保証人をたてていただく必要はありません。 但し、保証会社が必要と認めた場合には、この限りではありません。 ・保証料は金利に含まれます。 ・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。																					
11. 担保	不要																					
12. 申込時必要書類	用意いただく書類 ① 本人確認書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポートのいずれか1点） ※顔写真のないものについては複数の資料にて確認させていただきます。 ※外国人の場合は、登録原票記載事項証明書（正本）または外国人登録票（写し）を追加提出いただきます。 ② 所得証明資料 <table><tr><td>給与所得者</td><td>源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点</td></tr><tr><td>自営業者</td><td>納税証明書（その2）、または 税務署の受付印のある（電子申告の場合は受付番号等確認できる） 確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点</td></tr></table> ③ 資金使途確認資料 ・合格通知書、入学証明書、在学証明書、授業料等の納付書のいずれか1点 ・資金使途の確認できる資料 ④ その他確認資料 記入いただく書類 ①ローン借入申込書（SMBC）②お客さまの個人情報の取扱いについて（当組合用）③変動金利制適用に関する特約書			給与所得者	源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点	自営業者	納税証明書（その2）、または 税務署の受付印のある（電子申告の場合は受付番号等確認できる） 確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点															
給与所得者	源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点																					
自営業者	納税証明書（その2）、または 税務署の受付印のある（電子申告の場合は受付番号等確認できる） 確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点																					
13. 事務取扱手数料	【新規融資事務取扱手数料】 <table><tr><td rowspan="3">新規融資実行</td><td>500万円未満</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>500万円以上1,000万円未満</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>1,000万円以上</td><td>11,000円</td></tr></table> 【繰上返済手数料】 <table><tr><td rowspan="4">全額繰上償還</td><td>当初借入額20万円未満</td><td>無料</td></tr><tr><td>当初借入額20万円以上120万円未満</td><td>3,300円</td></tr><tr><td>当初借入額20万円以上200万円未満</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>当初借入額200万円以上</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>一部繰上償還</td><td>都度</td><td>全額繰上償還に同じ</td></tr></table> 【その他条件変更手数料】11,000円			新規融資実行	500万円未満	3,300円	500万円以上1,000万円未満	5,500円	1,000万円以上	11,000円	全額繰上償還	当初借入額20万円未満	無料	当初借入額20万円以上120万円未満	3,300円	当初借入額20万円以上200万円未満	5,500円	当初借入額200万円以上	11,000円	一部繰上償還	都度	全額繰上償還に同じ
新規融資実行	500万円未満	3,300円																				
	500万円以上1,000万円未満	5,500円																				
	1,000万円以上	11,000円																				
全額繰上償還	当初借入額20万円未満	無料																				
	当初借入額20万円以上120万円未満	3,300円																				
	当初借入額20万円以上200万円未満	5,500円																				
	当初借入額200万円以上	11,000円																				
一部繰上償還	都度	全額繰上償還に同じ																				

9.スペシャル教育ローン（SMBC）

※ローン契約については所定の審査があり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

※手数料にはいずれも消費税等が含まれます。

14. 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。 【窓口：富山県信用組合総務部】 受付日 月曜日～金曜日（土日・祝日および金融機関の休日を除く） 電話0763-33-3351 受付時間 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.toyama-kenshin.co.jp ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） 上記センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記富山県信用組合総務部または下記窓口までお申し出下さい。 【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 月曜日～金曜日（土日・祝日および協会の休日を除く） 電話 03-3567-2456 受付時間 午前9時～午後5時 住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合金館内）
----------------------	--